

以下のとおり、平成22年度の「山口海物語」製品認定申請の受付を行っています。
詳細については、別添「山口海物語」製品認定申請要領をご覧ください。

記

1 認定申請製品

県内で製造された水産加工品（品目毎に定める認定基準に適合するもの）

（対象品目）

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、素干し品、塩干品、煮干し品、
みりん干し、海藻加工品、鯨製品、あんこう製品、くるまえび製品

2 認定申請者

県内に所在する水産加工品の製造業者

3 受付期間

平成23年1月4日（火）～平成23年1月24日（月）

4 認定申請点数

認定申請点数は自由とする。

5 認定申請手続き

(1) 申請書類

①認定申請書（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）

②チェックリスト（「山口海物語」運用マニュアルに示す様式による）

③表示事項の記載されたラベル（容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。）

④腸炎ビブリオ最確数100/g以下（アルカリペプトン水、TCBS寒天培地法）であることを証明する書類（飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。なお、「ねり製品」については添付不要。）

保健所で検査可能。自社検査でも可。腸炎ビブリオ陰性を証明する書類でも可。

⑤表彰歴を要件としている場合は、表彰状の写しなど表彰歴を証明するもの

⑥「食品表示責任者」の設置を証明する書類（山口県食の安心・安全推進条例に基づく、食品表示責任者養成講習会受講済証の写し）

※ ⑥については、受講済の事業者に限る。（H23.11.27 から適用）

(2) 提出先

〒750-0065 下関市伊崎町1-4-24
山口県漁協内 山口県水産加工業連合会事務局
TEL 083-231-2212

(3) 提出期限

平成23年1月24日（月）（必着）

6 認定申請製品の搬入

(1) 搬入先

〒753-0214 山口市大内御堀1419
山口県農林総合技術センター
TEL 083-927-0211

(2) 搬入数量

認定申請製品毎に3個

(3) 搬入期限

平成23年2月1日（火）12時（必着）

7 審査

認定審査は、平成23年2月2日（水）に開催を予定している認定委員会において行う。

結果発表は2月下旬の予定。

8 問合せ先

山口県農林水産部流通企画室 担当：岡田 TEL：083-933-3556
山口県水産加工業連合会 担当：内田 TEL：083-231-2212